

## 豚コレラおよびアフリカ豚コレラに関する 特定症状が法律で定められます

豚コレラおよびアフリカ豚コレラについて、次の症状が、家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣が指定する症状(特定症状)に定められます(対象の家畜:豚およびいのしし)。

下記の特定症状を認めた場合は、早期かつ確実に当所まで通報ください!

### ※特定症状とは

家畜において、法律で定められた症状を獣医師または家畜の所有者が発見した場合、遅滞なく、管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められた症状。

### 〈豚コレラおよびアフリカ豚コレラに関する特定症状〉

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- 同一の畜房内で、1週間程度の間に、以下の症状を示す豚等が増加している。
  - (1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - (2) 便秘、下痢
  - (3) 結膜炎(目やに)
  - (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)
  - (6) 流死産等の異常産の発生
  - (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜房内で、1週間程度の間に、複数の繁殖豚又は肥育豚が突然死亡する。
- 血液検査において、同一畜房内で、複数の家畜に白血球数の減少(1万個未満/μl)又は好中球の核の左方移動が確認される。

引き続き、野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底、異常豚の早期発見・早期通報を お願いします!

滋賀県家畜保健衛生所  
近江八幡市西本郷町226-1  
TEL:0748-37-7511  
FAX:0748-37-4821  
緊急携帯:090-3613-7486

北西部支所  
◇ 高島市今津町弘川249-1  
TEL:0740-22-2145  
FAX:0740-22-6681  
緊急携帯:080-6176-8052